

難民と認定した事例等について

1 「難民」の定義

出入国管理及び難民認定法では、「難民」の定義について、「難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）第1条の規定又は難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。」と規定しています（入管法2条3号の2）。

これら難民条約及び議定書上の難民（以下「条約難民」という。）の定義は、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するために国籍国の保護を受けることを望まないもの、及び、常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの」となっています（※）。

2 難民該当性の判断

申請者が申し立てる「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」に係る本人の供述や提出資料等の証拠に不自然、不合理な点がないか、出身国等に係る客観的情報と整合するか否か等の観点から、申請者の申立ての信ぴょう性を判断した上で、その内容が条約難民の定義に該当するか否かの難民該当性を評価しています。

3 人道配慮による在留許可

条約難民に該当するとは認められないものの、人道上の観点から我が国での在留を配慮する必要がある者については、個々の事案ごとに諸般の事情を勘案した上で、在留特別許可や在留資格変更許可を行うなどの法制度の運用を行っています。

我が国では、「条約難民としての認定」のほか、こうした「人道配慮による在留許可」により、保護を行っているところです。

※ 閣議了解等に基づいて受け入れている「定住難民」（昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民）は、「条約難民」とは異なります。

①難民と認定した事例及びその判断のポイント

1 「宗教」又は「政治的意見」を理由として難民と認定された事例

【事例1】

(概要)

申請者は、本国において、女性の権利を拡大する活動や女子教育に携わっていたところ、イスラム過激派組織であるAから殺害の脅迫を受けたことから、帰国した場合、Aから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、主要な反政府勢力であるAをはじめとする勢力が各地で攻撃を繰り返しており、厳しい治安情勢が続いていることが認められる。また、Aは、政府や市民社会において公的な立場にある女性を社会規範に背く存在と認識しており、イスラムの教えに背くものとして攻撃対象としていることが認められる。

申請者の申立てや証拠によれば、申請者は、女子高等学校の校長を務めたことやNGO及び国連組織に所属し、女性の権利を推進する活動を行っていたため、Aから複数回にわたり脅迫を受けており、それら活動により夫もAから暴行及び脅迫を受けているのであるから、申請者がAから、反Aないし反イスラムとみなされ、標的とされたのは明らかであり、上記国情に照らせば、帰国した場合、Aから迫害を受けるおそれがあり、また、本国政府による効果的な保護も期待できない状況であると認められる。

したがって、申請者は、「宗教」又は「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

2 「政治的意見」を理由として難民として認定された事例

【事例2】

(概要)

申請者は、本国のA地域において、イスラム過激派組織であるBから同組織に加入するよう勧誘されたが、これに応じなかったことから、帰国した場合、Bに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国の治安状況は依然として不安定であり、Bが国

家にとって治安上の主要な脅威であることが認められる。また、Bは、反Bである者を特に標的としており、あらゆる市民活動や人権活動を容認しない旨の報告がある上、申請者の居住地域においても潜伏していることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、ボランティア活動のために滞在したA地域において、Bから同組織に加入するよう勧誘されたが、これに応じていないところ、上記国情に照らせば、帰国した場合、Bから迫害を受けるおそれがあり、本国政府による効果的な保護も期待できない状況であると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例3】

（概要）

申請者は、本国において、学校施設の改善や教員の賃上げなどを要求するデモに参加したところ、デモ隊と警察の間で衝突が起きたことから、帰国した場合、警察や軍に加えて、政府系民兵組織であるAから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国では、現政権への抗議活動や政権打倒を求めるデモが頻発し、これに対する軍、警察、Aによる暴力的な鎮圧が行われ、多数の市民が死亡しており、また、現政権による人権侵害には、超法規的殺人、拷問、刑務所内の劣悪な環境、政治的意見に基づく収監の報告があることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、反政府デモに参加したことで、警察、軍及びAに逮捕されたり、反政府デモに複数回にわたり参加しているため、上記国情に照らせば、申請者が迫害に該当するような人権侵害行為を受ける蓋然性は高いものと考えられる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例4】

（概要）

申請者は、本国において、イスラム原理主義者からの要求を拒否したため、同人らから脅迫を受けたことから、帰国した場合、イスラム原理主義者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、前政権の崩壊後、その支配をめぐって複数の政府が並立して互いに対立し、これらの政府にイスラム原理主義者などの複数の武装勢力が協力して戦闘が発生している状況にあり、武装勢力が同勢力に批判的な者を対立勢力の関係者とみなし、拷問等の対象としていることが認められる。また、並立する各政府機関は脆弱であり、全土にわたって武装勢力が活動している状況にあることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、本国にあるA大使館で勤務していた際、イスラム原理主義者から偽造書類の認証を求められたが、これを拒否したため、同人らから殺害の脅迫を受けており、その後、同人らから仲間になるよう勧誘されたものの、これに応じていないのであるから、イスラム原理主義者から同人らの対立勢力を支持する者とみなされ、攻撃の対象とされた可能性が高く、上記国情に照らせば、帰国した場合、イスラム原理主義者から迫害を受けるおそれがあり、また、本国政府による効果的な保護も期待できない状況であると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例5】

(概要)

申請者は、本国において、駐留するA国軍の業務に従事したところ、武装集団であるBから警告を受けた上、Bの後継組織であるCからの金銭の要求を拒否したことから、帰国した場合、B又はCから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、Bは、A国軍を占領軍とみなして戦闘を行っていることに加え、A国軍の協力者を誘拐、殺害していることが認められる。また、本国政府は、Cによる人権侵害に対して抑止する行動を何ら取っていないことが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、A国軍の軍事基地に勤務していた際に、同軍と対立するBから、A国軍で勤務しないよう警告を受けた上、A国

軍の軍事基地を退職後も、Bの後継組織であるCから金銭を要求されているのであり、上記国情に照らせば、帰国した場合、B又はCから迫害を受けるおそれがあり、また、本国政府による効果的な保護が期待できない状況であると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例6】

（概要）

申請者は、本国において、A地域の現状を勤務先のラジオ局に報告し、これが放送されたところ、この放送内容は、政府が公にしていない事実であったことから、帰国した場合、警察に逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国のA地域は、長年にわたり多数の勢力が絡み合う複雑で不安定な情勢であると認められ、政府の関与が疑われる人権侵害行為が行われていることが認められる。また、政府に反対する者は、治安当局による報復や虐待の対象になることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、政府の支援を受ける民兵組織Bが、A地域の原住民に危害を加えている現状について、勤務先のラジオ局に報告し、これが放送されたことが反政府的な行為とみなされているというところ、放送後、勤務先のラジオ局のアナウンサーが警察から事情聴取され、申請者の自宅にも警察が訪れているのであるから、申請者が本国政府から反政府的な者として特定されている可能性は高く、上記国情に照らせば、帰国した場合、警察等に逮捕され、深刻な危害を受けるおそれがある。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例7】

（概要）

申請者は、本国において、民族Aであるところ、同民族の祭りに参加した際、警察官に逮捕されて強姦された上、強姦したことを口外すれば殺害する旨の脅迫を受けたことから、帰国した場合、当該警察官から迫害を受けるお

それがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、当該祭りが反政府デモに発展し、本国政府が武器を使用するなどして、強硬的に鎮圧したことが認められ、また、本国政府は、強姦被害に対する刑事罰法令を十分に執行しておらず、司法制度において、強姦被害は優先順位が低いことが認められる。

申請者の申立てや証拠によれば、申請者は、当該祭りに一参加者として参加しただけではあるものの、逮捕時には、身分証で民族を確認され、当該祭りへの参加経緯や計画等を尋問されているのであるから、警察官から民族Aの反政府的な人物とみなされて逮捕されたと考えるのが合理的であり、その上で、申請者は、拘留時に当該警察官から暴行を伴う強姦を受けており、強姦事実に関する口止めもされている。さらに、申請者は釈放後も当該警察官から電話で嫌がらせや脅迫を受けており、政府主催のデモに参加した際には、更なる脅迫を受けているのであるから、釈放後の申請者の動向は、当該警察官に把握されていることは明らかであり、上記国情に照らせば、帰国した場合、警察から迫害ともいふべき危害を加えられる可能性があり、本国政府から効果的な保護が期待できない状況であると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 8】

(概要)

申請者は、本国において、野党であるAの党员として前大統領のBに対する抗議デモに参加したところ、軍人に逮捕されたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、大統領選挙でCが勝利して以降、多数の政治囚が恩赦を受けるなど、その情勢に変化が見受けられるものの、Cが勝利した背景にはBの工作があったとされるほか、今なお、国会の議席の過半数をBが率いる政党連合が占めており、実質的にBが政権を掌握していることが認められる。

申請者の申立てや証拠によれば、申請者は、同じくデモに参加した姉と共に軍人に逮捕、連行され、そこで軍人から強姦を含む拷問を受けており、そ

の後に逃亡したものの、来日後、申請者に対し警察から複数の召喚状が送付されている上、姉は現在も行方不明であるというのであるから、申請者が警察から標的とされているのは明らかであり、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 9】

（概要）

申請者は、本国において、反政府勢力であるAから、スパイであると疑われて拘束され、逃亡したことから、帰国した場合、Aに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国では、各地で本国政府と反政府勢力との間で戦闘が継続し、国内は混迷を極めていると認められ、申請者の出身地であるB地域は、政府軍の支配下にあるものの、周辺をAに包囲されており、居住地であったC地域もAの支配地域にあることが認められる。また、反Aとみなされる者などが、Aによる強制失踪や拘禁の対象となっていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、C地域に居住していたところ、AにB地域の出身者であることが知られたことにより、Aに政府のスパイであると疑われて拘束され、Aの兵士になるよう強要された上、取調官に賄賂を渡し逃亡後も申請者の勤務先にAが訪れ、申請者の居場所を尋ねてきたというのであるから、Aが申請者を反Aとみなしている可能性が高く、上記国情に照らせば、帰国した場合、Aから迫害を受けるおそれがあり、本国政府による効果的な保護も期待できない状況であると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 10】

（概要）

申請者は、本国において、父が、AやBと呼ばれる組織から申請者の生命を侵害する旨の脅迫を受けたこと、また、申請者が、AやBに係る本国政府

の対応に抗議するデモに参加したところ、軍に逮捕され、拷問を受けたことから、帰国した場合、AやB及び本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、AやBに対する取締りが行われており、一般的には、本国政府がAやBによる違法行為を放置、助長するような特別な状況にあるとは認められないが、申請者は、AやBに係る本国政府の対応等をめぐり、継続的に批判的な態度を示し、それを理由に3回にわたって逮捕されており、本国政府から反政府的な人物として認識され、いまだに注視されている可能性も十分に考えられることからすれば、AやBからの危害に対し、本国政府が申請者を適切に保護するか疑問であること、また、申請者に対する本国政府の上記認識などからすると、申請者が帰国した場合、本国政府自体から迫害を受けるおそれが十分にあると考えられる。

したがって、申請者は、「政治的意見」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

3 「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として難民と認定された事例

【事例11】

(概要)

申請者は、本国において、ラジオ局に勤務していた申請者の父が、Aと呼ばれる政府側の組織に殺害されたことから、帰国した場合、子である申請者もAから迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国政府は、申請者の父が勤務していたラジオ局を含む報道に関する統制に従わなかったメディア機関を閉鎖し、反体制派やジャーナリストを逮捕していることが認められ、また、その家族も脅迫を受けていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者の父がAに殺害された後に、正体不明の者が家族の所在を確認するために自宅を訪れたことを隣人から聞き及んだというところ、その時には、既に申請者や家族は国外に逃亡しており、訪問者やその理由について明らかでないものの、上記国情に照らせば、Aが申請者らを反体制派等の家族として迫害の対象とした可能性が高く、帰国した場合、

Aから迫害を受けるおそれがあり、また、Aと本国政府の関係上、本国政府から効果的な保護が期待できない状況であると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 1 2】

（概要）

申請者は、本国において、きょうだい政府軍から脱走したため、本国政府から脱走兵の家族として認識されていることから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国政府は、脱走兵等の政府に反対しているとみなす者を発見できない場合には、報復の一形態として、その者の行方の情報を得る目的で、その家族を恣意的に逮捕し、拷問や性暴力を含む不当な取扱い及び略式処刑の標的としていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、軍関係機関に対し、脱走したきょうだいが誘拐されたと虚偽の通報をしたことから、きょうだいの脱走に関与したと軍から疑われ、隣人が申請者について軍から事情聴取を受けたり、その後何者かに発砲され、自宅を破壊されたというところ、上記国情に照らせば、これら行為が政府軍による攻撃であった可能性は否定できず、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

【事例 1 3】

（概要）

申請者は、本国において、父が著名な人物であり、かつ、有力な現政権支持者であるところ、その子であることを理由に反体制派から脅迫及び暴行を受けたことから、帰国した場合、反体制派から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国では、野党指導者が国民に対して政権交代に向けたデモを呼び掛けたことで国内全土で大規模なデモが発生しており、現在

は反体制派の活動が活発化し、政権側と疑われる者が反体制派に殺害されていることが認められる。

申請者の申立てや証拠によれば、申請者自身は、現政権を支持しているわけではないものの、有力な現政権支持者である父の影響を鑑みれば、反体制派から現政権派であるとみなされるのは自然であり、また、父はSNS上で自身の殺害をほのめかすような誹謗中傷を受けているほか、異母姉も反体制派に誘拐された過去があるのであって、上記国情に踏まえれば、帰国した場合、反体制派から迫害を受けるおそれがあり、本国政府による効果的な保護も期待できない状況であると認められる。

したがって、申請者は、「政治的意見」及び「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

4 「特定の社会的集団の構成員であること」を理由として難民と認定された事例

【事例14】

(概要)

申請者は、本国において、民族Aであり、同民族の武装組織の協力者であると疑われていることから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、内戦終結後も政府当局による恣意的な拘禁、拷問や虐待が報告されている。また、最近の拷問の事例についても情報が寄せられており、帰国した民族Aが空港到着時に拘束されたとの報告もあることが認められる。

申請者の申立てや証拠によれば、現時点においても申請者が政府当局から民族Aの武装組織の協力者であるとの疑いを持たれている具体的な可能性があると認められ、上記国情に照らせば、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあると認められる。

したがって、申請者は、「特定の社会的集団の構成員であること」を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する者と認められ、条約難民に該当すると認められた。

5 UNHCR以外の国連機関の保護が終了した者

【事例15】

(概要)

申請者は、常居所であるA国が内戦下に置かれ、女性や子が誘拐の対象となっていることから、帰国することができないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、A国では、戦闘により国連機関Bの同国における事業に深刻な影響を与えており、国連機関Cも、A国への帰還には慎重を来すよう国際社会に要請している。また、A国に居住する者がA国以外の国連機関Bの活動地域への避難が続いているが、その多くが一時的な滞在を認められているにすぎず、その受入れを拒否されるケースもあることが認められる。

申請者の申立てや証拠によれば、申請者は、常居所であったA国から逃れ、国連機関Bの活動地域であるDに避難していたものの、現状はDへの帰還が不可能であることが認められ、また、上記国情に照らせば、A国及びDのみならず、国連機関Bの他の活動地域へ移動することも困難であることが認められる。

したがって、申請者は、国連機関Bの保護又は援助が受けられなくなったといえるのであるから、国連機関Bの保護が終止した者であると認められた。

②難民と認定しなかった事例及びその判断のポイント

1 迫害理由として「人種」を申し立てるもの

【事例 1】

(概要)

申請者は、民族Aであるところ、本国において、本国政府機関から差別を受けたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、近年、少数民族問題を所管する省が新設され、少数民族の出身者が上院議長に就任したことが認められ、本国政府と民族Aとの間に停戦協定が締結されるなど、本国政府が民族Aとの融和を促進していることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者が受けた差別というのは、国家機関に就職できなかつたり、国民登録証の更新に時間が掛かつたり、言語の理解度が不十分であるため転校できなかつたというものであり、迫害とはいえない上、民族Aであることを理由に身体的な危害を加えられたことはないこと、上記国情に照らせば、民族Aであることのみを理由とした迫害のおそれは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2】

(概要)

申請者は、民族Aであるところ、本国において、選挙で勝利した与党が、野党のリーダーが民族Aであることや民族Aの居住地域で独立運動が盛んに行われているため、民族Aを虐殺しようとしていることから、帰国した場合、与党から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、民族Aなどの民族的少数派は、一般的に政治プロセスから排除されたり、ヘイトスピーチの被害を受けることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、民族Aであるため、与党から迫害を受けるというところ、上記国情に照らせば、民族Aが差別を受けていること

は認められるものの、与党が民族Aを虐殺しようとしているというのは、申請者の臆測にすぎず、申請者自身、民族Aであることを理由に危害を加えられたことはない上、上記独立運動に係る活動を行ったこともないこと、申請者と同じ民族Aである家族は、本国で生活しており、与党から接触を受けたような事情もないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

2 迫害理由として「宗教」を申し立てるもの

【事例3】

(概要)

申請者は、宗教Aを信仰しているところ、本国において、宗教Bの信者から、勤務先を解雇されるなどの差別を受けたことから、帰国した場合、宗教Bの信者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国政府は宗教Aの人々をめぐる状況の改善に取り組んでおり、また、本国政府当局が私人による違法行為を取り締まっていることが認められる。

申請者の申し立てる事情は、迫害とは認められない上、上記国情に照らせば、宗教Aに属することを理由とした迫害のおそれは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例4】

(概要)

申請者は、A教徒であるところ、本国において、近隣のB教徒と口論になり、殺害の脅迫を受けたことから、帰国した場合、B教徒に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、憲法上、信教の自由が認められており、また、本国政府当局がB教徒を含む私人による違法行為を取り締まっていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、特定地域のB教徒であるというところ、上記国情に照らせば、本国政府当局がこうした私人による

違法行為を放置，助長するような特別な事情があるとは認められないことから，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

3 迫害理由として「政治的意見」を申し立てるもの

【事例 5】

（概要）

申請者は，本国において，SNS上で本国政府が公正でないという意見について，投稿やシェアをしたことから，帰国した場合，本国政府当局から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は，難民認定申請書に上記事情を何ら申し立てていないことに加え，上記申立ての裏付けとなる資料を提出しておらず，この点について，自身のSNSのアカウントが突然ブロックされたなどと不自然な供述をしていることから，申請者の申立ての信ぴょう性には疑義があること，仮に，申立ての一部に事実が含まれているとしても，SNS上での投稿等は本名でされたものではなく，申請者が投稿したことを本国政府が把握しているとは考え難い上，実際に本国政府から接触を受けたこともないこと，上記事情後に自己名義旅券を行使して何ら問題なく本国の出国手続を受けていることから，条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 6】

（概要）

申請者は，本国において，2018年から反政府活動グループである組織Aの支持者として，デモへの参加を呼びかけたり，自身も会議やデモに参加し，同組織の代表者に同行して選挙活動を行ったところ，Aの活動に反対する者から殺害の脅迫を受けたことから，帰国した場合，Aの活動に反対する者に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者は，Aの主要な活動内容や代表者の重要な動静等について具体的に説明できず，申請者と同様に警告を受けたという知人の名前を挙げることができないことなどから，申請者の申立てには，信ぴょう性が認められず，仮に，申立ての一部が事実であるとしても，申請者は，脅迫が始まって以後，

約1年間本国にとどまっており、その間に身柄拘束や暴行を受けておらず、家族も上記脅迫者から接触を受けたとの事情も見受けられないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例7】

（概要）

申請者は、本国において、デモに参加したことから、帰国した場合、本国警察に逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国では、民主化運動の指導者が率いる政党が政権与党となり、政治活動や言論に対する規制が大幅に緩和されるなど、本国情勢に変化が認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、多数の参加者の一人としてデモに参加したにすぎず、これを理由に本国政府官憲から身柄拘束等をされたことはない上、上記事情後、何ら問題なく自己名義旅券の発給及び本国の出国手続きを受けており、上記国情も踏まえれば、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例8】

（概要）

申請者は、本国において、政権交代を求めるデモに参加したことから、帰国した場合、本国政府当局に逮捕されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

申請者の申立てによれば、申請者は、上記デモに多数の参加者の一人として参加したにすぎず、これを理由に本国政府官憲に身柄拘束等をされたことはないこと、上記事情後に、何ら問題なく自己名義旅券の発給及び本国の出国手続きを受けていることに加え、本国の政府若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関の推薦を受けて技能実習生として本邦に入国していることから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 9】

（概要）

申請者は、本国において、野党のメンバーとして活動していたところ、1999年頃、与党の関係者から脅迫や暴行を受けたことから、帰国した場合、与党の関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国政府当局が政党関係者による違法行為に対し、与野党問わず、取締りを行っていることが認められる。

申請者の申し立てる事情は、相当以前のことであること、申請者の申立てによれば、申請者を迫害するのは、本国政府ではなく、与党の関係者であるというところ、上記国情に照らせば、本国政府当局が与党関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

【事例 10】

（概要）

申請者は、本国において、政党Aの関係者から、同党に加入するよう脅迫を受けたことから、帰国した場合、政党Aの関係者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

（判断のポイント）

出身国情報によれば、本国政府当局が政党Aの関係者による違法行為を取り締まっていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者は、これまで政党Aの関係者から身体的な危害を加えられたことはない上、申請者の主張する迫害主体は、政党Aの関係者であるところ、上記国情に照らせば、本国政府当局が政党Aの関係者による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

4 その他の申立て

（1）知人、近隣住民、マフィア等とのトラブルを申し立てるもの

【事例 11】

(概要)

申請者は、本国において、債権者との間に借金をめぐる問題が生じていることから、帰国した場合、債権者から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、借金を理由として、債権者から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 1 2】

(概要)

申請者は、本国において、州議会議員の秘書から交際を求められたが、これを断ったため、同人から付きまとわれるなどの嫌がらせ及び脅迫を受けたことから、帰国した場合、当該州議会議員の秘書から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、交際を断った相手との男女間のトラブルを理由として、危害を加えられるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 1 3】

(概要)

申請者は、本国において、兄及び兄の友人と共に商売を始めようとしたところ、兄の友人との間に金銭をめぐる問題が生じ、同人から殺害の脅迫を受けたことから、帰国した場合、兄の友人から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、商売上のトラブルを理由として、兄の友人から迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 1 4】

(概要)

申請者は、本国において、地元のマフィアとの間に土地の所有をめぐる問

題が生じていることから、帰国した場合、マフィア及びその手下から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、土地所有のトラブルを理由として、マフィアから迫害を受けるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 15】

(概要)

申請者は、本国において、自身の事業のために銀行から融資を受けたが、銀行への支払いができなくなったため、銀行から訴えられ、逮捕されたところ、裁判により未返済分を返済することを条件に保釈されたにもかかわらず、逃亡したことから、帰国した場合、保釈を取り消され、収監されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、保釈条件に従わなかったため収監されるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

(2) 本国の治安情勢に対する不安を申し立てるもの

【事例 16】

(概要)

申請者は、本国において、本国政府とテロ組織との間で戦争が起きていることから、帰国した場合、戦争に巻き込まれ命を落とすおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、申請者に係る個別具体的な迫害事情もないことから、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

(3) 親族間のトラブルを申し立てるもの

【事例 17】

(概要)

申請者は、本国において、兄との間に亡父の遺産をめぐる問題が生じてい

ることから、帰国した場合、兄から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、遺産相続を理由として、兄から殺害されるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 18】

(概要)

申請者は、本国において、元夫との間に離婚をめぐる問題が生じているところ、元夫から暴行及び殺害の脅迫を受けたことから、帰国した場合、元夫から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、元夫との離婚をめぐる問題を理由として、元夫から殺害されるおそれがあるというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

(4) 家族が難民認定申請していることを申し立てるもの

【事例 19】

(概要)

申請者は、両親が難民であることから、自身も難民であるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の両親が条約難民に該当するとは認められないことから、申請者についても、条約難民に該当するとは認められないとして「不認定」とされた。

(5) 本邦で稼働することを希望するもの

【事例 20】

(概要)

申請者は、本邦において、本国の家族を支えるため、引き続き稼働したいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てには、難民該当性を基礎付ける事情が含まれていないとし

て「不認定」とされた。

(6) 個人的な事情を申し立てるもの

【事例 2 1】

(概要)

申請者は、本邦において、心臓病の娘の治療を行いたいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てには、難民該当性を基礎付ける事情が含まれていないとして「不認定」とされた。

【事例 2 2】

(概要)

申請者は、本邦において、馬の調教師として働きたいとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てには、難民該当性を基礎付ける事情が含まれていないとして「不認定」とされた。

(7) カーストを申し立てるもの

【事例 2 3】

(概要)

申請者は、カーストAに属しているところ、本国のB州において、カーストCの者らから、カーストCより低位のカーストであることを理由に殴られたことから、帰国した場合、カーストCの者らに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、憲法により人種やカースト等に基づく差別を禁止しており、また、本国政府当局が私人による違法行為を取り締まっていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者の主張する迫害主体は、特定地域のカーストCの者らであるところ、上記国情に照らせば、本国政府当局がこうした私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認めら

れないとして「不認定」とされた。

(8) 兵役忌避を申し立てるもの

【事例 24】

(概要)

申請者は、本国において、徴兵機関から手紙が届いたものの、徴兵に応じていないことから、帰国した場合、収監されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国では、兵役忌避者に科せられている処罰が不相当に重いものであるとは認められない。

申請者の申立てによれば、戦闘のおそれにより徴兵に応じていないというところ、一般的に、兵役義務が存在する国において、兵役の嫌悪や戦闘のおそれのみを理由に兵役を忌避したとしても、条約難民とは認められない上、上記国情のとおり、兵役忌避者に対する処罰が不相当に重いものであるとは認められないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

(9) 複数回申請

【事例 25】

(概要)

申請者は、2回目の難民認定申請であるところ、前回の難民認定手続と同様に、A教徒であり、本国において、A教徒であった家族がB教徒に殺害されたことから、帰国した場合、自身もB教徒に殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、過去の難民認定申請における申立てと同旨であり、同申請に対する難民不認定処分取消訴訟において判示されているとおり、難民該当性が認められないとして「不認定」とされた。

③人道配慮により在留許可を行った事例及びその判断のポイント

1 紛争待避機会として在留許可を付与した事例

【事例 1】

(概要)

申請者は、本国において、戦争が起きていることから、帰国することができないとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、申請者に係る個別具体的な迫害事情は特段見受けられないことから、申請者の主張は、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかし、出身国情報によれば、本国では、数年にわたり内戦が続いているところ、政府軍の支配地域においては、治安が大きく改善した旨の報告がある一方、武装勢力による民間人の殺害等の人権侵害が横行しており、これを防止しようとした政府軍が上記武装勢力と衝突したり、互いの利益をめぐり戦闘を行っているとの報告もあり、いまだその治安情勢が安定したとは言い難いこと、政府軍の支配地域以外においても、同様の人権侵害が横行していることに加え、反体制派の拠点である一部の地域では、現在も戦闘が継続している旨の報告があることから、申請者が帰国した場合、戦闘に巻き込まれ、武装勢力による人権侵害の対象とされる可能性を否定できず、人道上の観点から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例 2】

(概要)

申請者は、本国において、勤務していた会社の同僚と反政府勢力である A との間でトラブルがあったところ、A のメンバーが逮捕されたため、申請者が警察に告発したと疑われ、A から、逮捕されたメンバーの解放を求めて警察に働きかけなければ危害を加える旨脅迫されたことから、帰国した場合、A から殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立てによれば、トラブルの当事者である同僚は通常どおり勤務を継続しており、トラブルの現場に居合わせなかった申請者が執拗に追跡されるというのはにわかには信じ難いことから、申請者の申立てには疑義があること、仮に申請者の申立ての一部が事実であるとしても、申請者は、上記事情後も本国で生活しており、その間Aから危害等を加えられたことはないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、出身国情報によれば、本国では、本国政府と反政府勢力との間で内戦が続き、本国情勢は非常に不安定かつ流動的となっており、国連機関からも、本国への送還を中止するよう勧告がなされていることから、こうした状況が改善するまでの間、申請者に対して人道上の観点から我が国での在留を認める必要があると判断された。

2 その他の本国事情

【事例3】

(概要)

申請者は、本国において、組織Aのメンバーから個人的に好意を持たれて強姦された上、被害を口外したり、警察や裁判所に訴えたら殺害する旨の脅迫を受けたことから、帰国した場合、上記メンバーに殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、男女間のトラブルを理由として、強姦被害を受けたというものであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかし、出身国情報によれば、本国では、女性に対する暴力が蔓延しており、強姦事件に関する警察、司法制度がせい弱であると認められ、申請者が強姦被害に関し、本国政府から保護や救済措置を受けることは現実的には困難であることから、申請者に対して人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

3 本邦事情

【事例4】

(概要)

申請者は、A教徒であり、本国において、B教徒の女性と交際していたところ、当該女性の関係者であるB教徒から暴行及び脅迫を受けたことから、帰国した場合、B教徒から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

(判断のポイント)

出身国情報によれば、本国政府当局が私人による違法行為を取り締まっていることが認められる。

申請者の申立てによれば、申請者の主張する迫害主体は、特定のB教徒であるところ、上記国情に照らせば、本国政府当局が私人による違法行為を放置、助長するような特別な事情があるとは認めないことから、条約難民の要件である迫害を受けるおそれがあるとは認められないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、その婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致しており、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された。

【事例5】

(概要)

申請者は、2回目の難民認定申請であるところ、前回の難民認定手続と同様に、本国において、民族Aであるため、民族Bから暴行されたこと、政党間の衝突事件が発生した際、無関係であるにもかかわらず、警察官に連行され暴行を受けたことから、帰国した場合、本国政府から迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

なお、申請者は、今回の難民認定申請において、組織Bが民族Aを狙って爆弾事件を起こしており、また、本国政府が組織Cを攻撃し、民族Aを含む多くの人々が殺害されていることから巻き込まれるおそれがあることを申し立てている。

(判断のポイント)

申請者の申立ては、前回の難民認定申請における申立てと同旨であり、難民該当性は認められない。

また、申請者は、今回の難民認定申請において、戦闘に巻き込まれたり殺害されるおそれがあると主張するものの、当該事情は、本国の治安情勢に対する不安を述べているにすぎず、申請者に係る個別具体的な迫害事情は特段見受けられないことから、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

しかしながら、申請者は、本邦で日本人と婚姻し、その婚姻経緯や生活状況に関する夫婦の供述内容は概ね一致しており、提出された資料からも、夫婦が同居し、相互扶助をしていることが認められる上、既に夫婦間に日本人実子が出生しており、婚姻の安定性・継続性が認められることから、人道上の配慮から我が国での在留を認める必要があると判断された